

一般事業主行動計画の公表について

医療法人杏林会は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは？

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは？

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

【 行 動 計 画 】

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

2. 計画内容

目標1：これまで推進してきたワークライフバランスの更なる拡充と定着へ向け、職員から意見をくみ取る仕組みづくりと整備している諸制度の周知徹底のため研修を実施する。

(対策)

- 平成30年4月～ 検討開始
- 平成30年度より年間計画の立案・実施

目標2：非正規職員の正職員採用、短時間正職員制度、男性の育児休業取得を促進する

(対策)

- 平成30年4月～ 検討開始
- 平成30年度より院内広報誌等を利用し、制度の周知を図る

目標3：子育てをする職員に対する経済的支援制度の更なる拡充を検討し実施する

(対策)

- 平成30年4月～ 検討開始
- 平成30年度より制度の検討を行い、段階的に実施する